

第 1 3 回

金融審議会公認会計士制度部会

2006年12月8日

金融庁 総務企画局

午後 1 時02分 開会

○関部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、金融審議会の公認会計士制度部会は第13回の会合を開催いたします。本日は皆様ご多忙のところご参加頂きまして、誠にありがとうございます。

本日の会議につきましても公開ということでご了解を頂きたいと存じます。

議事を始めます前に一言申し上げさせて頂きたいと存じます。一昨日、6日、企業会計審議会の会長であり、かつまた本部会の委員でもある加古宜人先生がご逝去されました。ご生前のご功績を忍び心からごめい福をお祈り申し上げたいと存じます。

それでは、本日の議事に移らせて頂きたいと存じます。

公認会計士制度部会もこの本年4月に再開いたしましてから本日で9回目の会合となります。前回まで監査法人制度などのあり方に関する諸論点について4回にわたりましてご議論頂きましたところではありますが、本日はこれまでの議論を事務局の方で整理して頂きまして、これに基づいてさらなる議論を頂きたいというふうに考えております。

それではまず、事務局から資料を説明して頂きたいと存じます。

○大来企業開示課長補佐 それでは、お手元横長にして左上をホチキスでとめております「公認会計士・監査法人制度のあり方に関するこれまでの主な論点」という表紙のついた資料があるかと思しますので、ご確認ください。全体16ページにわたる構成になっておりまして、めくって1ページ目以降見て頂きますと、二重囲いで色がついているところがいわば大見出しということで、この夏以降やってきた4回なりの論点の一番大枠のところの文面に対応しています。それから、その二重枠のついていない網かけのところにつきましては、その中で中見出しということになりますけれども、その中で各点。さらに一番左側の項目というところが小見出しという形になっております。真ん中の列におきまして、これまでの主な議論を整理し、ご紹介をしているところがございます。黒ポツがついている項目、それから四角がついている項目がございまして、四角の部分については本日さらに議論を深めて戴く必要があるのではないかと考えられるものとなっております。一番右側に備考の欄がございまして、我が国における関連する制度あるいは諸外国の制度についてまとめてございます。

それでは、一番真ん中の列、これまでの主な議論というところに力点を置きながら内容の説明に入らせて頂きたいと思えます。

まず一番最初、監査法人制度をめぐる現状等についてということで、監査法人制度につきましては企業の事業活動の多様化、複雑化、国際化の進展等を背景として、組織的監査への要請

が高まっておいて、そのあり方の見直しが必要となっているのではないか。その際、大規模な監査法人については社員数が数百人を超え、20以上の事務所を展開するなど幅広い業務を行っている一方、中小監査法人につきましては組織化の進展が引き続き課題となっているという実態を踏まえる必要があるのではないか。

それから、今後、公認会計士・監査法人には企業経営のあり方やリスク等を見る目がますます求められているところであって、このためには監査業務以外の領域をも含めた幅広い知識、経験等が求められるのではないか。昨今の公認会計士監査をめぐる非違事例や、公認会計士・監査審査会による検査結果等が組織的監査のあり方について提起している論点を十分に踏まえていく必要があるのではないか。

それから、Ⅱ番目、大きな論点の1つ目になりますけれども。監査法人等における品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーのあり方でございます。

まず、品質管理・ガバナンスのところ、基本的な考え方でございますけれども、監査法人の品質管理については昨年10月に品質管理基準が策定をされ一定の対応がとれてきているところでございますけれども、監査の質の確保に向けてさらなる制度的枠組みの整備が必要ではないか。

それから、監査の質の確保のためには監査法人において必要な品質管理体制が構築されるとともに、個々の監査においてこれが適切に運用されていくことを確保していく必要があるのではないか。

あるいは、監査法人におけるガバナンス・品質管理体制の構築・運用においては、監査法人の規模等に留意しつつ、i) 監査証明業務を執行する者、ii) 監査の審査等、品質管理を担当する者、iii) 品質管理体制の構築・運用等を含めて、業務運営に関する意思決定を行う者がそれぞれの機能を適正に果たしていくことが必要なのではないか。

それから、監査法人のガバナンス・品質管理体制のあり方につきましては、現行の公認会計士法上、監査法人は業務管理体制を整備しなければならないこととされておりますけれども、これは単に業務管理に必要とされる体制を形式的に構築することにとどまらず、その日常的かつ適切な運用が求められているものと考えられ、この点についてさらなる規定の明確化を図るべきではないか。

また、業務管理体制の整備に当たっては、上記 i) から iii) の役割分担が明確なものとされていくよう規定の整備を図っていくべきではないか。

続きまして、社員資格に関しましては、経営・財務、内部統制、ITなど広範な知識と経験

を求め、実効性のある監査をサポートしていくとの観点から、公認会計士でない者にも監査法人の社員資格を求めることを検討すべきではないか。

その際、監査法人制度が本来公認会計士監査を組織的かつ適正に行うために設けられたものであることにかんがみまして、社員に占める公認会計士の割合、あるいはボードの参加者に占める公認会計士の割合などにつきまして、一定の下限を設けることが必要なのではないか。

また、監査法人に対する外部者によるコントロールを防止するなどの観点から、社員の範囲は業務に従事する社員たる自然人に限るべきではないか。

公認会計士でない者に社員資格を拡大する場合には、公認会計士でない社員の義務・責任等について明確にしておくことが必要なのではないか。

一方、非公認会計士の社員資格を認めることで無資格者による脱法的な事例などが生じかねないのではないかという論点がございしますが、この点についてどのようにお考えになるか。

非公認会計士が行うことのできない監査業務の範囲の明確化や、非公認会計士による脱法的な行為等を適切に防止するための監査法人のガバナンス・品質管理体制の徹底等で対応するというのでよいかどうか。

それから、公認会計士でない者に対して監査法人のボードに参加する道を開くことに加えて、ボードの参加者に公認会計士でない者を含めることを義務づけるべきではないかという論点がございしますが、この点どのようにお考えになるか。

それから、品質管理・ガバナンスに続きまして、ディスクロージャーのあり方でございます。組織的監査に期待される社会的な役割を踏まえると、監査法人自身の透明性を高めることで市場規律を働かせて適切な品質管理体制を確保していくことが求められるのではないか。

6月に施行されたEU指令においては、監査事務所のガバナンス構造、品質管理システム、売上高の内訳といったことについて情報開示義務が導入されておりますけれども、これらの開示項目を参考として監査法人に対して情報開示を義務づけるべきではないか。

それから、仮に有限責任形態の監査法人を導入する場合には、財産的基盤の透明性を確保しておく観点から、貸借対照表、損益計算書等の計算書類についても開示を義務づけるべきではないか。

5ページにまいりまして、個人事務所につきましては、ガバナンス構造等について監査法人と同水準の情報開示を求めるということには困難な面も考えられますけれども、監査の質の管理等の観点から、少なくとも品質管理に係る基本的な情報については開示を義務づけることが必要ではないか。

それから、大きな論点の各論としての2点目、監査人の独立性と地位の強化のあり方ということでございますが。まず基本的な考え方につきまして、公認会計士・監査法人による監査の適正性を確保していくためには監査人が独立した立場に立って、経営者等との関係において強固な地位を保持しながら監査を行っていくということが重要であって、そのための枠組みを整備すべきではないか。

それから、独立性地位の1つ目の問題として、独立性の確保がございます。そのうちまず独立性に関するルールの整備等につきましては、監査人の独立性を確保する観点から、監査人は独立した立場においてその業務を行わなければならないとの一般的・総則的な規定を設けた上で、独立性確保を目的とした他の制度は、それを補強するための手段としてそのあり方を考えていくことが適切ではないか。

また、関与社員の退職後における就任先への出身監査法人による監査、あるいは退職後における関与社員の被監査会社幹部への就任、この点につきましては現行制度上一定の制限が既に存在するところがございますけれども、証券取引法上の監査が連結ベースで行われていることなどを考慮すると、制限先を親会社や連結子会社等の幹部に広げるべきではないか。

6ページに進みまして、日本公認会計士協会の倫理規則において、監査人は、特定の関係先又は関与先グループから継続的に受け取る報酬が収入の大部分、具体的には50%超を占めることによって独立性の保持に疑いを持たれるような関係、あるいは外観を呈しないように留意しなければならないというふうにされておりますが、こうしたルールの徹底を図っていくべきではないか。

それから、独立性の2つ目の論点として、いわゆるローテーションルールがございます。いわゆるローテーションルールにつきましては被監査会社との癒着の可能性を低める、あるいは交代を機会に監査に新しい視点が導入されることが期待されるという利点と、知識・経験の蓄積の中断、監査人、被監査会社に生じる交代に伴うコストといった問題点との適切なバランスを考慮していく必要があるのではないか。

ローテーションの期間について、四大監査法人の上場会社の監査を担当する業務執行社員のうち主任会計士につきましては協会の自主ルールによって5年5年とされていることも踏まえて、法令において同様の規定を整備することを検討するべきではないか。

それから、新規公開企業については公開準備等の過程において監査人が監査に関する業務を提供することが一般的であるということを考えると、例えば公開後の最初の継続監査期間については一定の短縮を図るべきではないか。

それから、監査法人の交代制を義務付けることについては、監査人の独立性確保を徹底するという観点から意義があるという指摘がある一方、監査人の知識・経験の蓄積の中断、あるいは監査人、被監査会社に生じるコスト、被監査会社の活動の国際化や監査業務における国際的な業務提携の進展の中で、制度面での国際的な整合性の確保、という観点から、その問題点についての指摘があったところでございます。この点についてどのようにお考えになるかという論点があるかと思えます。

それから、7ページ、いわゆるローテーションルールにつきましては、被監査会社が「大会社等」に該当するか否かによって適用の有無が判断されているところでございます。仮にローテーションルールが強化される場合にはこの「大会社等」についてその範囲を見直すべきではないかという論点がございますけれども、どのようにお考えになるか。

それから、2点目の論点としまして、監査人の選任・報酬の決定等のところでございます。まず基本的な考え方につきましては、監査人は被監査会社と監査契約を締結し、被監査会社から報酬を得て監査を行うこととなりますけれども、その過程において監査人の独立性あるいは地位が損なわれることがないよう、監査人の選任・監査報酬の決定等について適切な枠組みを検討することが必要となるのではないかと。

それから、個別の論点に入っていきますと、まず選任方法につきましては、会社法においては株式会社（委員会設置会社は除く）の機関であります会計監査人の選任に関する議案の提出について、監査役等の同意権が付与されるとともに、会計監査人選任議案の提出について監査役等の請求権が規定されておりますが、この点さらに会計監査人選任議案の決定権を監査役等に付与すべきではないかとの指摘がございますが、どのようにお考えになるか。

また、投資者保護等の観点も踏まえて、監査人の独立性を担保するため、証券取引法監査における監査人選任手続のあり方を検討するということもあり得るのではないかとという指摘がございますが、どのようにお考えになるか。

この選任方法につきましては、米国などとは異なって、我が国においては子会社を含めて1つの監査契約を結ぶのではなく、単体の会社ごとに監査契約を締結することが一般的であることから、米国のように上場などを行っている親会社の監査役等に当該親会社の監査人選任議案にかかる決定権を付与したとしても実効性の広がり期待することができないのではないというご指摘でございますけれども、どのようにお考えになるか。

それから、仮に監査人選任に係る決定権を監査役等に付与する場合、取締役等の権限がその範囲において監査役等に移動することになると考えられますけれども、そのような理解でよい

か。

なお、仮に監査人選任に係る決定権を監査役等に付与する場合、その対象についてはいわば上場会社等を基本として証券取引法において所要の手当をすべきではないかというご指摘がある一方、会社の内部関係に係るガバナンスの基本的事項であることから、本来会社法において規定すべきものであって、仮に証券取引法等において手当を行うと、会社法の監査と証券取引法の監査とで異なる監査人が選任されかねないのではないかというご指摘もごさいすけれども、どのようにお考えになるか。

それから、小見出しの2点目としまして、報酬の決定方法でございす。監査報酬・監査時間については、被監査会社に係る監査上のリスクを踏まえて適切な監査計画が策定され、当該計画に沿って適切な水準が確保されていくことが重要ではないか。この点につきまして、日本公認会計士協会の研究報告等の成果を活用していくための方策が検討されるべきではないか。

それから、監査報酬につきましては、いわゆるインセンティブのねじれというものが存在しておいて、これをどのように克服していくかという点、重要な課題となるのではないか。

それから、会計監査人の報酬につきましては会社法の方で同意権が付与されたところでごさいすけれども、報酬決定権を付与すべきではないかとの指摘がございすますが、この点どのようにお考えになるか。

それから、投資者保護との観点から証券取引法監査における監査報酬の決定手続のあり方を検討するということもあり得るのではないかというご指摘ございすけれども、どのようにお考えになるか。

一方で、監査役等は会社の職務執行を監査する役割を担っているのであって、監査報酬の決定を自ら行うということを期待されている機関ではないのではないかというご指摘ございすけれども、どのようにお考えになるか。

仮に監査報酬の決定権を監査役等に付与する場合、取締役の権限を実質的に制約することになるのではないかというふうに考えられますが、そのような理解でよいか。

なお、仮に監査報酬の決定権を監査役等に付与する場合、先ほどと同じように上場会社などを基本として証券取引法において所要の手当をすべきではないかという指摘がある一方、ガバナンスの基本的事項であって、本来会社法において規定すべきものであるというご指摘ございす。どのようにお考えになるか。

それから、上場会社に係る監査報酬について、証券取引所が株主等からいったん徴求をして、取引所が直接各監査人に支払うという仕組みにつきましては、被監査会社の規模等によって外

形的に報酬額を決めるものとなりかねず、かえってリスクが反映されにくい枠組みとなるのではないか。

それから、監査報酬の開示でございます。監査の質を確保する等の観点からはどのような対価の下での監査を経て作成されたものであるかということについて説明責任というのを求められるのではないか。

それから、有価証券報告書における監査報酬の開示につきましては、現行制度において、「例示」ということになっておりますが、これを改めて義務付けるとともに、比較可能性等の観点から、例えば連結・単体別を求めること。あるいは企業における報酬の決定方針についても記述を求めるということについて検討すべきではないか。

あるいは一方で、過剰な開示規制とならないように留意すべきであるというご指摘があるところでございます。

監査法人についても、ディスクロージャーの分野において監査報酬の内訳あるいは法人内部における振り分けの方針などについて情報開示を行うことが検討されるべきではないか。

それから、監査人交代への対応でございますが。まず、開示の点につきましては、交代を監査人の独立性や地位が脅かされる形での交代を防止するという観点から、交代が生じた際の情報開示について充実・強化を図るべきではないか。

取引所の自主規則において求められている監査人の交代に係る適時開示について、交代があった旨に加えて、理由についても十分な開示を求めることが検討されるべきではないか。

それから、交代に係る情報開示につきましては、臨時報告書、あるいはその後の有価証券報告書等についても法定の開示義務付けが検討されるべきではないか。

一方で、開示の充実・強化に当たっては、負担を過度なものにしないような留意が必要であるというご指摘があるところでございます。

監査人の交代があった場合には、監査人からも適時に開示がなされるような制度的な手当を行うべきではないか。

交代の際に会社との間で意見の不一致があったような場合には、監査人に対して臨時報告書あるいは取引所における開示を求めていくべきではないか。

それから、不正・違法行為発見時の対応ですけれども、監査人が財務書類に重要な影響を及ぼすような不正・違法行為を発見した場合であって、監査役等に報告する等、被監査会社の自主的な是正措置を促す手続を踏んだ上でもなお改善が図られないと考えるときは、当局への報告を義務付けるということが考えられますが、どのようにお考えになるか。

それから、不当な影響力行使の禁止でございますが、財務書類に係る監査に重要な影響を及ぼすことなどを目的として発行会社の取締役等が監査人に対して強圧等を行うということを禁止すべきではないかという論点がございませうけれども、どのようにお考えになるか。

それから、大きい論点の3つ目、監督・責任のあり方でございます。まず、責任のあり方。基本的な考え方につきましては、責任のあり方を考えるに当たって刑事・行政・民事のそれぞれの責任のバランスに留意するとともに、全体としての適切な水準を確保していくことが重要となるのではないかと。

それから、責任のあり方につきましては、行政が機動力をもって個別の非違事例等に則した形で対応することで、品質管理体制の是正あるいは教育的な改善を図っていくということがまずもって求められるのではないかと。

それから、刑事責任でございますけれども、組織的監査における監査法人の役割の重要性にかんがみると、虚偽証明を行った公認会計士を社員とする監査法人についても刑事罰を及ぼすべきではないかという論点がございませう、この点どのようにお考えになるか。

12ページにまいりまして、この点、刑事罰を監査法人に科すことについては、当該監査法人の信用失墜あるいは会計士の離散というリスクが大きすぎるのではないかと、監査の要諦は個々の会計士個人として責任をもって臨むことであって、会社や社員の関係になぞらえて両罰規定を置くことは過剰ではないかという指摘ございまして、この点どのようにお考えになるか。

あるいは、我が国の刑事法制の体系下における法人の刑事責任追及については、両罰規定によって選任・監督上の過失を問うという手段に限定されておいて、諸外国のように「法人の故意」あるいは「法人がrecklessly」向こう見ずに「違法行為を犯した」といった構成要件は認められていないという点についてどのようにお考えになるか。

他方、監査契約の当事者は監査法人であって、また監査法人は所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にあるということにかんがみれば、刑事罰を科すことは抑止等の観点からも必要な措置ではないかという指摘があるが、この点どのようにお考えになるか。

さらに、刑罰を科すことには謙抑制が求められて、非違事例に対しては行政的な手法の多様化によってまずもって対応することが求められるけれども、それらの多様化等をもってしても抑止等の観点からなお十分でないと考えられる場合には刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではないのではないかと指摘があり、この点どのようにお考えになるか。

仮に監査法人に対する刑事罰を導入するとした場合であっても、リスクの大きさ等に鑑みて、

罰金の額については謙抑的であるべきではないかというご指摘がございますけれども、どのようにお考えになるか。

それから、行政責任につきましては、現行の類型は限定的であって、個別の非違事例に応じて適切に責任追及を行っていくというためには多様化が必要となるのではないかと。

虚偽証明が監査法人においてあったような場合に、その法人の適切な運営を確保するために講ずべき事項などを示して改善計画の提出を求めるなど、いわゆる業務改善命令といったようなものを導入するべきではないかと。

それから、現行制度上監査法人の中で個人として行政処分の対象となり得るのは、監査業務を執行した社員に限定されているけれども、審査等品質管理に責任を有する者や品質管理体制の整備その他の業務運営に責任を有する者に問題があると考えられる場合に、これらの者の職を解くという命令の類型を導入するべきではないかと。いわゆる役員等解任命令のようなものを導入するべきではないかと。

それから、非違事例を行った会計士に必要な知識・経験等が欠けている場合に、職業教育・訓練といったものを要求していくなど、事案に則した対応が図られるべきではないかと。

それから、業務停止等の処分を行うことが適切でないと考えられる場面が想定されることなどを踏まえまして、非違事例を行った監査法人に対して課徴金・民事制裁金の納付を求めるという論点ございますが、この点どのようにお考えになるか。

この点に関しては、現在、独占禁止法上の課徴金制度について、内閣官房に設置された基本問題懇談会において検討が行われて、そのあり方について検討が進められているということとの関係をどのように考えるか。

それから、仮に非違事例等に対して経済的なペナルティーを課すとすれば、本来は課徴金・民事制裁金ではなくて、刑事罰を導入した上で、行政手続ではなく刑事裁判手続を通じたデュープロセスが確保されるべきではないかという論点ございますけれども、この点をどのようにお考えになるか。

それから、非違を行った監査法人に対して協会が過怠金を課することができるような制度的な手当てを行って、行政としても必要と認めるときは協会に対して所要の措置を求めることかできるようにすることが考えられますけれども、どうお考えになるか。

それから、個人の会計士の行政責任ということで、監査の質の向上等を図っていく観点から、個人の会計士についても、監査法人と同様に、その業務の遂行の方法が著しく不当な場合には行政が必要な指示、処分を行うことが可能とされるべきではないかと。

それから、個人の会計士による虚偽証明につきましては、監査法人による場合と異なって、故意・過失の別に応じて、行政処分の種類の範囲が異なっているところがございます。過失に基づく虚偽証明について悪質な事案も想定されることから、現在の類型を見直すべきではないかという論点、どのようにお考えになるか。

一方で、故意・過失の別によって非難可能性の程度等に差異が存在すること、あるいは過失による虚偽証明に対してあまりに重い行政処分を可能とすると過度の萎縮効果をもたらすのではないかというご指摘ございますけれども、どのようにお考えになるか。

それから、民事責任のあり方でございます。まず、組織形態につきまして、大規模な監査法人の実態等に鑑みますと、合名会社制度をベースとした現行の無限連帯責任形態の法人制度に加えて、有限責任形態の法人制度も導入すべきではないかという論点ございますが、どのようにお考えになるか。

この点につきまして、非違事例等が生じていることを踏まえて、公認会計士・監査法人制度のあり方が検討されているという現状に鑑みると、問題点に対応する見直しをまず行った上で、有限責任化の是非は次のステップとして判断されるべきではないかというご指摘ございます、どのようにお考えになるか。

それから、有限責任形態を導入するとした場合の要件等に関しまして、まず品質管理、ガバナンス、ディスクロージャー、財務基盤の充実等に関して十分な対応が行われていることを前提としていくべきではないか。

有限責任形態を選択する前提として、先ほどのローマ数字3つの者の役割分担に留意した品質管理・ガバナンス体制の構築・運用を求めていくべきではないか。

それから、有限責任形態の法人については、ガバナンス構造に係るディスクロージャーにくわえて例えば計算書類の開示なども義務付けるべきではないか。

それから、第三者がその責任形態を誤認することを防止するための措置を講じるべきではないか。

それから、最低資本金制度を設けること、剰余金の配当を行う際にその一定の割合を準備金等に計上することを義務付けるなど、被害者救済の観点からの措置を検討すべきではないか。

さらに、補償金の供託、あるいは損害賠償責任保険への加入の義務付けといったことについても検討するべきではないか。

それから、責任の範囲の限定という論点につきまして、監査法人が負う損害賠償責任の範囲を限定する目的でいわゆるキャップ制あるいはいわゆる比例責任制を導入することについてど

のようにお考えになるか。

この点については、一般私法上の責任を当事者の意思にかかわらず縮減することとなる。あるいは、複数の加害者による第三者に対する損害賠償責任は一般私法上、連帯責任と考えられていることと相容れない。被害者救済への影響が生じるという問題がございます。という指摘があるところでございます。

それから、監督のあり方につきまして、まず参入形態でございますけれども、有限責任形態を導入してかつ最低資本金制度というようなものを入れていくとした場合、こういったことの遵守を担保する観点から、例えばそういうものについては登録を義務付けていくということが必要となるのではないかと。

それから、品質管理レビュー、モニタリングのあり方でございます。品質管理レビューについては監査の質の確保等の観点から、一層の透明性の確保を図るとともに、個別の監査に係る問題事例には綱紀委員会等と連携して適切な対応を図るなど、実効性を高める取組みが求められるのではないかと。

それから、最後16ページ、審査会のモニタリングにつきましては、基本的には協会によるレビューを前提とするとしても、監査の質の管理のために必要があると認められるときには品質管理レビューを待たずに法人等に対して報告徴求、立入検査を行うことができることを規定上明確に手当しておくべきではないかと。

それから、外国監査事務所に対する検査・監督ですけれども。我が国において提出される有価証券報告書等に関して、外国監査事務所が行う監査業務についても品質管理といったことが重要となるということから、一定の外国監査事務所に対しては例えば当局への届出、登録を義務付け、検査・監督の対象とするべきではないかと。

それから、大きな論点から落ちたその他の論点としまして、まず署名・捺印でございますけれども。監査法人が作成する監査報告書については、監査法人と個人の業務執行社員の双方が適切な役割分担の下でその適切さを確保していくとの考え方に基づけば、現在の署名・押印の方法における方法というのは一定の合理性があるのではないかと。

それから、継続的専門研修制度でございますが、協会の規則で定められておまして、履修の更なる徹底などを図っていくべきではないかと。

それから、資格の更新制や考査の義務付けについては、その効果が限定的なものであって、むしろ品質管理レビュー、モニタリングによって各会計士の実際の監査業務の質の確保を図っていくということが重要で、慎重な検討が必要となるのではないかと。

それから、社員の競業禁止規定のあり方でございますが、監査法人における社員の競業禁止の規制につきましては、この存在が個人の公認会計士による法人の組織化を敬遠させているのではないかというご指摘がございます。例えば当該監査法人の全社員の同意がある場合に、監査法人が監査証明業務を提供している先以外の先に対して、その社員が非監査証明業務を提供することを認めるということについてどのようにお考えになるかという点でございます。

以上、駆け足でございましたけれども、事務局からの説明とさせていただきます。

○関部会長 どうもありがとうございました。

議論に入ります前に、田村金融担当大臣政務官がご出席頂きましたので、ごあいさつを頂きたいと存じます。

○田村政務官 どうも皆さん、こんにちは。皆様には夏以降、建設的な議論を精力的に行って頂き、心から感謝申し上げます。

今、国会の方は予算と税の季節でして、我々も証券税制というのを一生懸命存続で頑張っております。一筋縄ではなかなかいけませんけれども、これも貯蓄から投資へという流れを加速させるためにはぜひ必要な税制だと思って頑張っております。

また、皆さんに議論頂いているこのテーマも貯蓄から投資へ、この流れを左右する大変大切なテーマでございますので、本日も引き続き真摯な議論をどうかよろしくお願い申し上げます。

○関部会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の資料に沿いまして委員の皆様方からご意見を頂戴したいと存じますが、ただいまの事務局の説明にもありましたとおり、主として四角のついた部分について更なる議論を頂きたいというふうに思っております。整理をしてみまして、ほぼ黒ポツの部分については相当意見の一致をみているのではないかと考えているということから、そういう提案を申し上げているわけです。しかしながら、黒ポツの部分についてもご意見がある場合にはぜひ頂戴したいと存じますので、主として四角の部分ということでご議論頂き、黒ポツの部分についても必要に応じて議論頂きたいと、こういう趣旨でございます。

議論の進め方でございますが、このペーパーにはつながりがあってなかなか切りにくいんですけれども、前半部分と後半部分に分けて、1ページから10ページまで、つまり監査法人等における品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーのあり方と、監査人の独立性と地位の強化のあり方、これを1つのかたまりにしてまずご議論頂く。後半部分で監査法人の責任のあり方と監督のあり方というふうに分けて議論してはどうかというふうに思っております。ただ、前半のご議論頂く場合でも後半と関連のある場合には後半との関連をつけてご議論頂いて結構

ですので、よろしくお願ひしたいということでもあります。

活発にご議論頂きたいということですが、どなたからでも結構ですから、どうぞ。

では、藤沼委員。

○藤沼委員 個別問題に入る前に、相対的に監査法人制度をめぐる現状等についてということなんですけれども。イントロの部分なんですけれども。今、田村政務官からお話があったように、貯蓄から投資への政策転換を受けて、社会のインフラである公認会計士監査が充実していくということが非常に重要なことだと思っております。そういう面で、今回の監査上の非違事例の原因を検討すると、監査人だけの問題ではなしに、やはり監査の対象となる企業のガバナンスの問題というのが非常に大きな問題であることがわかります。先ほど、議論がありましたけれども、例えば監査人の選任の問題ですとか報酬の問題、これが非常に諸外国の企業のガバナンスと比べて弱いわけですね、制度的に。そこのところを踏み込まないで監査人の責任とか監督体制というところだけを責めても本当の意味での監査体制の強化や改善に向かわないのではないかと思います。

だから、今回の法改正の議論がそういう建設的なものにつながっていくようお願いしたいというのがまず第1点であります。

次に、ここでは書いて頂いておりますけれども、いわゆる監査人はやはり広範な知識が必要とされる。この点は企業側の委員の方もサポートして頂いたわけでございますけれども、公認会計士法の34条の5では、監査法人は業務の支障のない限り監査以外の業務ができるということで、要するに監査専用の事務所ということを求められている。そういう面では広範な知識とかノウハウの蓄積ができない。この辺のスタンスも大きく見直して頂きたいと思っております。

あと、これは最近公認会計士になることを非常に敬遠するような学生がふえてきているのではないかと。責任の追求だけばかりで公認会計士になることに何がメリットになるのか、こういう議論があったと思います。そういう面では後進育成という視点からこの制度を見ていくということが重要なことではないのか。この点については多分ほとんどの皆様のコンセンサスのような気がしております。そういうことも考えた上で本日の議論を進めて頂ければと思います。

○関部会長 伊藤さん、どうぞ。

○伊藤委員 私は別に公認会計士にくみするわけでは決してないのですが、今の藤沼さんの考え方には私は賛成でありまして。私もかつてこの場で同じようなことを申し上げたんですが。まず、監査法人制度をめぐる現状等からみますと、やはり今回の非違事例については両方に責任があると思います。監査法人サイドでの内部統制の問題もありますが、やはり企業サイドで

の勝手な言い分が通ったと思います。つまり、監査法人の独立性の確保についてのことをもう少し文章で明確にうたって頂いていれば、その後の論理の展開というのは非常に明確になってくるのではないかというふうに思うわけです。

したがいまして、監査報酬の決定方法とかあるいは監査人の選任方法とか、ローテーションがございますが、そういった独立性に絡むところですね、そういうところをやはりきちっと我々はこの際明確にしておくべきではないかというふうに思うわけです。

あえて言わせて頂ければ、監査人の選任方法の7ページですね、それから監査報酬の決定方法の8ページ。特に8ページのやはりインセンティブのねじれというのはどうしてもこれはおかしいのではないのでしょうか。監査制度は欧米にはない、日本独特の形式である。委員会等設置会社は日本の場合根付いていませんからコーポレートガバナンスを律する機関というのは監査役になっているわけですね。しかしそれは取締役ではない。そういう点において、相澤さん等から、法的にいろいろ問題があるというご指摘があるかもしれませんが、現時点においてガバナンスを担っているところがきちっと決定権を持っていかないといけない、即ち単なる同意権では私はだめなのではないかというふうに思うわけであります。

したがいまして、この選任と報酬については決定権までどう踏み込んでいくか。その前に、会社法でいくのか、ここにも書いておられますが、証券取引法でいくのか。証取法監査と会社法監査と2つありますけれども、このところはよく考えて頂いて、実をとるという形でスピードをあげてやって頂かないと、今回の法改正に間に合う形でご検討頂けないかというのが私の第1の要望であります。

それから、第2点も、先ほどの藤沼さんのご意見にも若干関連しまして同じようなことを言ってるかもしれませんが、監査ファームについてのこれは罰則規定のみをもって、つまり監査役サイドの対応だけでもって今後の不祥事を防ごうというのはやはり難しいのであって、両方をやらなきゃいけない。同時に、その監査役そのものが独立性を担保できるような基盤を用意してやらないといけないと私は思うわけです。そういう基盤を用意するにはどうするかといえは、やはりそれは経済的な合理性を何らかの方法で潤沢にもたせる。それから、そのためには効率化を上げるという2つの点があるわけです。効率化を上げるとすれば、これは病院経営を見ていたらよくわかるのですが、患者に接するのはお医者さんなんですが、病院経営は何も医者がやっているわけではない。私どもグループには、住友病院というのがありますが、住友病院の理事会は全部我々の会社側の人が入ってやってるわけですね。

ですから、すべての監査ファームのマネジメントまで全部がCPAでやる必要を私はないの

ではないかと思えます。したがって、そういうマネジメント集団に財務的基盤をきちっとさせるような運営をさせることがいいでしょう。

一方において、監査ファームの仕事の範囲というものでどういう形で新しいものを加えさせるか、あるいは現時点の法律の中でもできるのであればそれはなぜできないのかというところを検討して、できるような行政指導をすべきではないかと思えます。そして、やはり監査ファームの経済的基盤を豊かにすれば独立性もおのずから担保されてくるのではないかというふうに思うわけでありませう。

したがって、これは後ほどの議論になろうかと思えますが、業界の問題のところ、社員の競争禁止の規定とかそういったところにも関連してくると思えますし。それから、最初の効率性の問題を追求する新しいマネジメントのところでは監査法人に対して非CPAの方々をどのような分野にどういうふうに入れていくか。そのときにはどういう制限項目をつけるかということも当然ながら出てきますが、少なくともマネジメントに関しては新しい血を入れてやるべきではないか。それはもちろん監査をやるわけではなくて、その監査ファームのマネジメントをやるんだというふうにすべきではないかと思えます。

以上でございます。

○岩原委員 大変恐縮なんです、私2時前に大学の授業のためにでなければならぬので、後半部分を含めてまとめて意見を申し述べさせていただきます。

○関部会長 どうぞ。

○岩原委員 四角が書いてある大きいところだけかいつまんで申し上げます。

まず、6ページのローテーションルールでございますが、監査法人自体の交代制の義務付け、私はこれはあってもいいと思っております。かなりドラスティックではありますが。根本的な改革のためにはあってもいいと思っております。

それから、その次の7ページでございますが、先ほどからご意見出ておりますけれども、会計監査人の選任方法について。2つ問題があると思っております、1つはこれに関する立法するとしたらどの法律において立法すべきかといういわば法形式の問題と。それと、実質的にどのようにしたらいいかという実質論とあると思えます。

法形式について申しますと、やはり証取法監査と、それと会社法監査を一致させてくるということは戦後一貫してやってきたところで、いまさらそれを2つ分けるということは実際上もう無理だと思いますし、これはやはり同一にする必要がある。かつまた、この会計監査人を任命するということは同時に会社法上のどの機関がどうやって決めるかという会社法上の権限の

問題でありますから、本来この問題について立法するとしたら会社法の中に規定するのが筋だと考えております。この問題については既に現在もう会社法に規定があるわけですから、それを修正するものでありますので、任命及び報酬両方についての会社法の中の規定を改正する立法手続きをとることが、本来の筋だというふうに思います。

それから、もう1つ、実質の問題でありますけれども、お気持ちはよくわかるのであります。監査役の同意権から監査役の任命に変えてどれだけ実質的に変わるのか、私はやや疑問を持っておりまして。むしろそれは会社法において監査役制度がより機能するようにする等、会社法上のガバナンスに関する制度全体の充実を図っていくのが本筋の話であって。監査役の任命にしたからといってそれほどドラスティックに変わるとは思っておりません。

特に報酬等の関係を考えますと、これは同時に会社にとっては支出をどうやってコントロールするかという問題もあるわけでありまして、監査の充実という観点からのみ一方的に決めることができるわけではなくて、会社の経営の側面も考慮してやはり決めることが必要になりますから、一概に会計監査人に対して監査役がそういう経営面を考えずに決定するというだけでは済まないのかというふうに思っております。

それから、後半の方に入っておりますが、12ページの刑事罰との関係でありますけれども。これに関しまして、私は両罰規定を入れても入れなくても、実質はあまり変わらないと思っております。入れておかしいこともないとも思っております。

それから、14ページの上の2つの四角であります。個人の公認会計士の責任の問題であります。これは私は会計監査人と異なる必要はなく、会計監査人の方にそろえるべきだと考えております。

それから、15ページの四角でございますけれども、これはそもそも責任制限については他の会計監査人あるいは公認会計士の規律がきちんと機能するようになった上でこういう責任制限は考えていくべきではないかと思っております。かつここに書いてありますように、私法的には幾つか問題があることも確かであります。特に第三者に対する損害賠償について、法律であらかじめ限定してしまうということは、これはかなり大きい問題ではないかと思っております。

被監査会社からの損害賠償請求に限度を設けるという問題については、これは本来は被監査会社との間の契約の問題でありますけれども、むしろ契約で被監査会社が一方的に公認会計士の責任を限定するような契約を締結していいのか、むしろそのような責任限定には一定の限界があるということが考えられる必要があるのではないかとこのように思っております。

それから、16ページの外国監査事務所に対する検査・監督のあり方については、これは私賛成であります。

それから、16ページ、一番下の競業禁止規定の見直し、これは私も賛成でございます。

以上でございます。

申しわけございませんが、失礼させていただきます。

○上柳 すみません、私も途中退席で。どうしても言いたいのを3点だけに絞ります。1つ目は、2ページから3ページにかけての社員資格のところ、私自身はまだやはり社員資格を拡大するのに反対です。いろいろ知識をふやさなきゃいけないということはあるかも知れませんが、むしろまだやはり公認会計士の方だけできちりと自立されるのがいいのではないかと考えております。

その上での意見ですけれども、3ページの真ん中、2つ目の四角のところですが、仮に社員資格を拡大する場合、次にボードの問題で、ここもボードに公認会計士さん以外の方を入れるかどうかという問題が1つありますけれども、入れるとすれば、あるいはむしろここはこういう形になるとすれば、外部の方を入れるということが工夫のしどころなのではないかと思っております。ですので、ボードの参加者に公認会計士でない者をと書いてありますが、その前に外部者や公認会計士でない者を含めることを義務付けるべきではないかという議論ではないかというふうに思います。外部の目を入れるという意味で。

2つ目が、6ページの監査法人の交代制のところですが、これは私は導入すべきだと、監査法人自体の交代制の義務付けをすべきだというふうに考えております。

最後がちょっと範囲が超えちゃいますけれども、14ページの監査法人の民事責任のあり方ですけれども、私はこの③の最初の箱にあります2つ目の四角の方の意見、つまり、ほかの規律がきちりした上で導入すべきで、そういう意味ではまだ時期尚早だと思います。

以上。

○関部会長 ありがとうございます。

○根本委員 全体として非常に現状の問題とか変化を踏まえたもので議論が反映されているのではないかと思います。特に最初の現状の認識のところ、企業経営の複雑化とか内部統制の重要性の中で監査法人が企業経営のあり方とかリスク管理について知識をさらに広げる必要があるというところは非常に重要な点ではないかと思っております。

その関連で、3ページ目の公認会計士の社員資格というところでは、私はいろいろな範囲の明確化とかこういった条件をつければ認めてもいいのではないかというふうに思います。

あと、これに関連するのかわからないんですが、監査業務の中でもある程度いろいろな場合分けがあると思うんですけども、割と数量チェックのような仕事とか、あるいは程度会計士の方ではなくても専門知識がある人であればいいとか、そういうものを分担してもらおうとか。そして、会計士の方が非常に仕事が忙しいとか、課題が多いという話をいろいろと伺っていたものですから、効率化というのを図るということも1つではないかというふうに思いました。

それから、4ページ目のディスクロージャーのところなんですけれども。ここには財産的基盤の透明性を確保する観点から財務諸表とあるんですけども、恐らくリスク管理とかガバナンスとかこういう情報も当然開示する必要があるのではないかと思います。ただ、これは後の方、14ページに載っているので恐らく省略されただけなのではないかと思います。

あと、監査人の選任方法のところなんです。私は監査役の権限を広げるということには賛成でございます。今企業のコーポレートガバナンスでいろいろ見させて頂いているんですけども、委員会設置会社で監査委員会がある会社さんに関しては非常に監査法人との独立性を保った関係というのが改善しているように思われます。監査委員会が監査法人の選定基準とか評価基準とかローテーション基準などを独自に、自発的につくるという動きが非常に見られています。これもやはり監査委員会の選任の仕事ですというふうに明確に割り当てたからこういうことになっているのではないかと思いますので、その意味から、そして現状を見ますと日本ではやはり委員会設置会社というのはまだ少数で、監査役制度の方が多ということから見ると、監査役の権限を広げることに意味があるのではないかとこのように思います。

以上です。

○関部会長 ありがとうございます。

ほかに。澤田さん、どうぞ。

○澤田委員 退席された方がおられるので非常に嫌なんですけれども。ファームローテーションという話で、それは賛成ですと言われましたけれども。これは監査の本質にかかわる私は問題で、こういうことで本当にどういうものを根拠にしてそれを言われるのか、私は非常に疑問を持ちます。

それと、監査法人の社員の有限責任についてはまだ早いという意見がございますけれども、我々日本の公認会計士というのは本当にグローバルに認められた権利はなかなか認めてもらえない。その中で適切に対処しろという議論をされるんですけども。我々確かにいろいろな問題起こしていますけれども、必死に努力してやってるんですけども、それに対するまだまだ社会と我々の認識のギャップがあるなど。今の議論を聞いておまして、個別の問題じゃなく

て、私自身は非常に寒い感じがしております。

以上です。

○八木委員 まず、2ページ目、3ページ目の監査法人の社員資格等について、これまでずっと発言してきたことをなぞるようでございますけれども、申し上げます。まず、公認会計士以外の方が監査や監査法人の運営に関連するケースです。これら各種の専門家に対して社員資格を求めるといえるのはある意味で自然な流れだと思います。これに対する懸念も表明されていますけれども、3ページ目の1つ目の四角にありますように、要は監査法人の中のガバナンスを徹底されることで対応できることだと思います。

それから、ボードへの参加でございますが、これもある意味でその道を開くというのは必要な流れではないかと思っております。ただ、義務付けということが書いてありますが、これは慎重に検討すべきと考えます。私ども企業にも社外の取締役とか監査役が入られている外目の目で見るという機能を発揮しておられますけれども、それに似たものが期待できるのではないかと考えます。

それから次に、監査法人のディスクロージャーのことで、3ページから5ページに関してでございますけれども、これは企業から見ましてやはり監査法人側の情報開示の充実はぜひお願いしたところでございます。仮に有限責任形態を導入する場合にはBS、PLを開示と書いてありますが、現行のままでも情報開示の持つ意義というものを斟酌いたしますと、例えば報酬の決定とか同意とかの参考になるといったことも含めて、せめてBS、PLくらいは開示をお願いしたいと感じております。

それから、大きな3項の中では、5ページから6ページの独立性でございます。就任制限についてですが、親会社や上場子会社まで拡大するということには賛成です。ただ、子会社にも非上場とかいろいろありまして、そこまで就任することを制限するのかどうか、それにどれほどの悪影響が生じるだろうか、障害はあまりないんじゃないかということで、制限の範囲というものはもう少し慎重に考えてもいいのではないかと思います。

それから、ローテーションルール、6ページから7ページでございますが、四大法人の主任会計士は継続監査5年、インターバル5年と、これはJICPAの自主ルールでおやりになっていて今現在進行形なわけでございますが、上場会社を監査する主任会計士であれば私はこれについて違和感は全然ございません。ただ、この主任会計士以外を含めるということには若干無理が生じるのではないかなということでこれは確認したいところです。人材の数とかいろいろな面でですね。ご一考下さい。

それから、6ページにあります監査法人の交代制、これは前にも反対したわけですが、私もそういうことを経験した企業の一人として申し上げますが、これは大変な非効率を生みます。特に海外の関係会社を全部切り替えるのには2年という時間を必要として、そのほかに巨額のコスト、それから守秘義務に関するいろいろな交渉とかあって、そう簡単にはできません。慎重に考えて対応して頂きたいと考えます。米国でも反対意見が強いと聞いております。

それから、ローテーションルールの7ページのところにあるいわゆる被監査会社を大会社等から変更するという点に関してですが、これ現実的にそういうニーズがあるのかどうか、これはむしろ確認したいところです。特に会計士サイドで人材、人数的な面も含めて払底が予想される折から、ここまで広げるのはどうかと思います。

先ほど来話題の監査人の選任方法ですが、議案の決定権を監査役にまで与えるということについては先般と同様反対です。7ページの下枠にもありますように、これは契約の仕方の問題があるし、また8ページ目にも出ておりますが、幾つかの問題がそこに書いてあります。会社法上監査役は会計士や会社の執行機関をオーバーサイトする立場にあるので、監査する対象を選んだり執行機関の業務の一部を肩代わりするというのは制度としては違和感があります。

報酬の決定にも同じことが言えます。監査人の選任、議決権と同様、特に国内外の関係会社を抱える企業集団がたくさんありますが、親会社の報酬だけの決定権をもっててもこれでは不十分なわけです。当然子会社まで親会社の監査役が全部やるかということこれまた難しいので、これについては実態をよく見てご検討頂ければと思っております。

それから、会計士協会の研究報告の活用についても触れておられますが、これに効率面の配慮という意味で、例えば内部統制がしっかりしている会社と、リスクが多いような会社と、企業サイドの努力が監査の効率に影響するといった表現も入れて頂きたいと思っております。この研究報告に入れて頂くことは無理の様ですので監査上の留意事項としてご指導頂きたいと思っております。

それから、監査報酬の開示でございますが、単独と連結と別々に開示したらどうかということなんですが、決算書がもう連結主体になっている時代に例えば親会社の単体情報だけの監査報酬を開示して、それがどれほどの意味があるのかと思います。親会社がグループ全体を決めれば別ですけども、今の実態はバラバラに個々の企業ごとに決めているわけなのです。だれがそういう情報を期待しておられるのか、これはむしろ確認したいところでございます。

それから、監査報酬の決定方針も、具体的にどの様な記載を期待しているのか確認したいと思っております。

それから、監査人の交代の開示ですが、臨時報告書まで出すのは開示が過度にわたるのではないかと前に申しました。まして交代に対して監査人と被監査企業とが意見の不一致がある場合に監査人にも臨時報告書に交代理由を書くことを義務付けるというような動きが書いてございますが、これについてもそこまで開示を求めるような制度は違和感があるところでございます。

それから、不正とか違法行為を発見したときの監査人の対応も、監査が検察的な意味合いを帯びるということで、以前に懸念を表明いたしました。今もホットラインがあるわけですし、どうしても言うことを聞かないのであれば伝家の宝刀である監査契約の解除を監査人から申し出れば良いのではないのでしょうか。

それから最後に、監査人への不当な影響力行使の禁止ということですがけれども、これは何を不当とするかどうかという構成要件が具体的にどうかというのは非常に心配であります。なぜならば、今でも監査人と被監査会社の担当者は毎日のように「けんか」しています。そういう緊張感をもって、しかも協力しているというような状況下で仕事しています。癒着でなあなあでやってるわけではない。そういう中で何をもってこういうふうにならざるを得ないのかどうかです。自由な意見交換を妨げる、非常にネガティブなインパクトを持たないようにぜひして頂きたいと考えます。

長くなりましたが、以上でございます。

○増田（雅）委員 監査人の選任と報酬の決定方法についての部分だけになりますけれども。これは、やはり先ほど伊藤先生もインセンティブのねじれ、大変問題であるというふうにおっしゃっていましたが、そのとおりだと思います。それを解消するためには、やはり被監査会社の執行部と監査人の選任、それから報酬の決定というのはやはりある程度切り離す必要があると思いますので、ここはやはり監査役に同意権、請求権だけでなく決定権まで移すべきだと考えます。

その法的な手当の話ですがけれども、確かに会社法でやるのが一番本来あるべき姿だと思いますけれども、もし会社法での手当等に時間がかかるとかそういうような事情がもしあるのであれば、証取法監査と会社法監査、監査人が今ほとんど同一であるということであれば、証取法の方の手当で実効性が担保されるのであれば証取法を活用するという選択肢もあるんじゃないかというふうに考えます。

○関部会長 ありがとうございます。

時間の問題もありますので、また岩原先生や上柳先生もいらっしゃらなくなったんですけれ

ども、後半部分も言及されましたので、もう全部対象にしてご議論頂きたいと思います。

八田先生、どうぞ。

○八田委員 法律の専門家の方が退席されましたのでちょっと欠席裁判的な発言になるかもしれませんが、ご容赦願います。今回のこの制度改革というのには、私は2つの大きな視点があったと思うんです。その1つは、この資料でも頂いていますように、平成14年に金融審議会の公認会計士制度部会が公認会計士監査制度の充実・強化ということで大部なご提言をされ、それを受けてさまざまな改革が進められてきた中にも、今回の1番目の柱の現状についても触れられていますように、これからのいわゆる監査人というのは非常に幅広い広範な知見というのが求められるということ。そのためにもまず我が国の会計プロフェッションと呼ばれる公認会計士のすそ野の拡大が何といたっても必要ということでの量的拡大という課題が示されていました。そして、2つ目が、その中から監査人として適格性を持った人が厳格な監査を実施するというでいいんだということ。では、あとはというと、それは企業内会計士とかコンサルティングとかさまざまところで会計的知識を駆使してもらおうという視点があったはずで。そういうこともあってこの公認会計士制度の中で、例えば試験制度を変えて頂いて、一つには、社会人の登用などを通じて幅広いすそ野を拡大するという、そして会計専門職大学院構想もその一環としてスタートしたわけですが。

そこで、まず最初に申し上げたいのは、私どもの大学での経験についてです。つまり、この秋までに来年3年目を迎える大学院入学者に対する入学試験を行っています。設置初年度というのは文部科学省の規定があつてほとんど実質的な試験も行われず、1月以降の試験ですから、そのころは大体人生決まっている方も多いですからあまり確たる目的を持って入学してくる方は少ないと思われま。そうしますと、開学2年目となる今の1年生については、はっきり申し上げて、この会計大学院に対しての社会人のニーズは確かにありました。しかし、今年は激減いたしました。もうゼロに近いくらいといつてもいいくらいに社会人が来ない。おそらくいずれの大学院も同様の傾向があると思います。なぜなのか。答えは2つあります。今年の公認会計士試験の結果を見て、これはもう受からないということ。2つ目、監査人になっても処分されたんじゃないと。つまり、全くもって動機付けが働かないということで、実際にすそ野が全然広がってきていないということです。

したがって、こういった制度改革をしてもそれを支える人の問題がありますから、残念ながら日本の監査制度は少なくとも数年間はよくなるのかなというちょっと悲観的な感想を持ってしまうわけです。

したがって、監査人サイドとか監査法人をギューギュー締めつけるのは、必要な場合にはそれもいいとは思いますが、やはりもう1つの視点である国際的な視点で対応して頂く必要があると思います。その国際的なというのは、今日冒頭でも田村大臣政務官がおっしゃったように、いわゆるマーケットと対峙する形の議論が必要であるということです。市場はもうグローバル、ボーダレスであるのに、残念ながら我が国の法律の専門の方はあくまでもドメスティックな法律に非常に縛られ、商法がどうだ、会社法がどうだと。これ別に否定するものではないですが、これは我が国の法律でありまして、国際的な対応とは必ずしも合致していない。こういった形で考えていくかというときに、やはり証取法、あるいは金融商品取引法の方がグローバルな市場をベースに置いているわけですから、そちらの視点で議論することが不可欠。特に公認会計士監査業務というのは市場の番人ですから、こちらの方にくみするような法制度にしてあげないといい人材もこないということで、これがまず大前提にあると思います。

そこで、二、三、個別的なことを申し上げさせていただきますが、まず、一番よく議論になる事務所のローテーションの問題です。こうしたローテーションがいいか悪いかというのは実は答えがないと思うんですね、ファームごとの。私は基本的には健全なローテーションというものが担保される前提として、健全な競争関係が監査業務を担う業界内にあるということ。つまり、今の四大、五大の監査法人という寡占状態の中では競争はないです。したがって、これがある程度の規模と競争力をもった事務所が、例えば20とか30ぐらいあるならば私は将来的に事務所のローテーションがあってもいいのかもしれないと思っています。健全な競争があるわけですから、企業側も適切な選定が可能となるということで。しかし、今の段階では米国でも結論を出したように、4つの法人ではこの片手の中で動いてるだけだから、万が一にもこれが何か失敗して3つになっちゃったらどうするんだと、そういう危惧もあったわけで。恐らくそれを回避するために、一時間題とされたKPMGなんかは難を逃れたと言われているわけです。

したがって、そういうことがあって、現時点では答えがないわけですし、一般には受けがいかかもしれないけれども、やはりもっと慎重な対応が必要であって、現時点で私はこの事務所のローテーションには反対であります。

それから、報酬の問題は私も今回のこの部会が始まったときに冒頭申し上げたように、監査をしている担当者である会計士、受けている企業、そしてそれを見ている投資家、将来会計士になりたい予備軍、その全員が今のシステムでは独立性が担保できないと思っているわけですから、これは変えないとまずいわけでありまして。

したがって結論的には、先ほど言われた増田委員とか伊藤委員のご意見に全く同感でありま

す。経営執行の側面から手を離さなければいけないということでもあります。ただ先ほど、岩原委員はこの報酬の問題は経営の側面を考慮しなきゃいけないと。じゃあ、利益が出ないときは報酬はゼロなのかと、そんな粗い見方をするわけですが、多分そういうご意見ではないと思いますけれども。私は健全な報酬というのは上場会社としてのミニマムスタンダードといいますか、通行手形としての代金として支払っておく必要があるだろうということが言えますので。やはり経営執行のところから見える形で手を離さないといけないと思います。

選任に関しては、実質的に機能するのであれば監査役の同意権があればそれでもいいかなという気がします。ただ、その場合であってもやはり十分な情報開示をしてあげないと判断材料がありませんから、私は3ページ、5ページにわたって書いてある法人のディスクロージャーの部分、これはやはり率先垂範といいますか、ディスクロージャーの番人ですから、自らの事務所形態に対して率先して、そして願わくば、そうした財務報告に対して監査もつけて頂きたい。そしてさらに願わくば、率先して内部統制の監査も実践してもらうのが一番いいのかなという気がします。

こういう話をしますと、監査事務所に監査がいる、そんなていたらくな状況かとおっしゃる方もいるかもしれませんが、そうではないと思います。これが民主主義社会であって、実際にちゃんとしているものをちゃんとしてましたねと見るのが監査ですから。さっき八木委員が言われたように、不正摘発型の監査が今求められているわけではなくて、ちゃんとしたものがちゃんとできていましたということのお墨付きを与える、玄人的な監査で私はいいと思っていますので。

できれば十分な開示をする。その見返りとしてある程度の責任限定が当然求められると思います。

まだありますけれども、一応そこまでにします。

○関部会長 それでは、ほかにも全部対象にして頂きたいと思います。

○増田（宏）委員 別の違ったところの話なのですけれども、15ページの監査法人等に対する監督のあり方のところ。ここに有限責任の場合は、監査法人について登録を義務付けるというのがあるのですが、現在も会計士協会には強制加入ということで、これは前回も申し上げましたように、上場会社等監査している事務所については登録制度というのを設けてきちっと管理していくことを予定しています。もっと個別の情報も出すということも前回申し上げましたけれども、そういう状況になるので、特にこういう形で公的に登録する必要はないのではないかと思います。

それからもう1つ、会計士協会の品質管理レビューをやった後でないと公認会計士監査審査会の方で検査に入れないというようなことはないわけです。ここに書いてありますように、実質的に、前回は申し上げましたけれども、四大法人についても品質管理レビューを先にやって検査に入って頂くというようなことをやってきているわけです。そういう意味では特にこの手当をされなくても、今十分機能しているということを申し上げておきたいと思えます。

そういう形で審査会との連携をきちっとやって日本の監査の品質全体を上げていくことが必要なのであって、協会の品質管理レビューをやらなくても入れるということになりますと、先ほどちょっと話がありましたけれども、二重、三重に検査に入るようなことになりまして、会計士協会のレビューとは別に審査会のレビューをしょっちゅうやるということにもなりかねないんですよね。これに加えてPCAOBという、米国の公開会社会計監視委員会が検査に入るというようなことになれば、監査法人は検査漬けになってしまうわけです。今はそういった話が出てきており、現実には、監査をやってる余裕がなくなってしまうと、検査に時間をとられまして実質的な監査ができなくなるということになってしまいます。本当にそれでいいのかということを懸念しております。

是非この辺はご配慮頂きたいなと思っております。

○関部会長 もう少しいろいろな方からご議論を頂きたいと思いますが、渡辺委員、いかがですか。

○渡辺委員 今の増田委員の発言についてですが、登録は協会で作ってるからいいとか、それから審査会の検査についても協会で作ってるし、それが前置になっていてそれでいいんだということなんですけれども。多分制度設計という考え方と、その実態がどうかという話とが混同されているのではないかと。制度全体としては、非常に例外的な場合、又、極限的な場合についても信頼性が確保されるように制度設計する必要がある。実態としてはほとんど増田委員のおっしゃるような形で99%動いていても、そうじゃない有事的な場合に審査会が検査に入れるとか、それから、非常に無責任な人たちが監査法人をつくって有限責任形態をとったような場合、そういうものについて行政の登録という形でのチェックが必要かもしれない、そういう極限的な場合を考えての制度設計という観点からものを考える必要があるのではないかという気がします。

○関部会長 飛山さん、どうですか。

○飛山委員 ちょっと証券取引所の立場から1つ言わせて頂きたいと思っております。監査人の交代の開示のところでございますけれども、先ほど臨時報告書まではどうかなという意見

もちょっと出たわけですが、証券取引所の立場から見ますと、監査人の交代が起きるといときには上場会社の中に問題がある場合が非常に多いので、私どもでも上場会社に対して監査人の交代の理由ですとかをガイドライン等で求めているわけですが、逆にそれは上場会社に対してそういう理由を書いてくれと求めているので、ここに書いてあるとおり、直接的に監査人の方から、やめた監査人ですね、そこの方からなぜやめたということを開示して頂くというのは投資家にとってみると非常に有益でございますので、何かそういう手当があった方がいいんじゃないかなと。臨時報告書じゃなくて、例えばこれはできるかどうか、守秘義務の関係がもちろんあるわけですが、公認会計士協会のところでやめた監査人の方の意見を照らして頂いて、それを見られるような形にして頂いて、それも東証でも開示することも構わないわけですが、そんなことでやっていけるとそこは役に立つんじゃないかなという感じを持っているということでございます。

○関部会長 今までのご議論をお聞きされて、斉藤先生、ご意見おありだと思いますけれども。

○斉藤委員 今の段階ではそれほどたくさん申し上げることはないんですけれども、1つは社員資格の問題で、基本的に会計士以外の人が入ってくるということはいいことではないかと思えます。監査法人の経営というのは本来非常に広い視野を要求されるはずですが、会計士だけで広い視野を確保するというのはやはり難しだろう。そういう意味で会計士以外の方が入ってくることについては基本的に賛成いたします。

それから、ローテーションルールの問題ですが、現在やっているようなローテーションについてはもちろん大いに結構で、論点は恐らく法人の交代制だと思うんですね。この法人の交代については6ページ一番下に3点ほど、それが疑問だという趣旨の理由が書いてあるわけですが、この3つのうち私は最初の2つと3つ目とを分けて考えた方がいいと思います。

最初の2つの理由は、法人内の交代であっても法人をまたぐ交代であってもそれほど大きな違いはないと思います。それに対して3番目はちょっと疑問です。つまり、1番目と2番目は、情報の共有が法人の内と外でどのくらい違うかという問題ですね。監査法人というのは非常に技術性の高い人たちの集まっている同質的な組織でありまして、ある意味では個々の担当会計士の判断に依存するところが多く、法人としての責任もなかなかとりにくいというご議論がございました。そうだとしますと、基本的には法人の内と外の間で情報共有の程度はそんなに大きく差がないということだと思います。もしそこで法人内が圧倒的に外部と違って情報共有の程度が高いのだというご議論をなさるのであれば、これは逆に刑事責任のあり方でも個々の会

計士ではなくてやはり法人としての責任を考えざるを得ないということになると思うのです。

その意味でこの1番、2番については、私はそれほど重要な理由にならないと思っていますが、問題は3番でありまして、国際的な業務展開との関係で交代制が与える影響は、よく考えないと軽々に判断できないと思います。先ほど八木委員もご発言なさいましたけれども、この点については私自身すぐに判断できる立場ではありませんので、よく考えた上で必要ならばやっただらいい。そういうくらいのことしか現時点では申し上げられません。

差し当たってそのくらいにさせていただきます。

○関部会長 ありがとうございます。

後半の責任と監督のあり方について、もう少し皆さんの意見を伺って、少し議論を深めておいた方がいいのではないかと思います。したがって、どなたからでも結構ですからご議論頂きたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○澤田委員 すみません。まず、先ほど監査人が交代したときの情報開示というテーマございました。これは公認会計士の側としては制度的にそういう形の手当をされて守秘義務解除をされるということであればこれは何らかの形で前向きに対処せざるを得ないだろうなど。現状やはり監査人が交代するという事案というのは非常に問題になる事案というのは重々認識しておりますので。ということがまず第1点です。

それと、独立性のところなんですけれども、ここの一番初め、独立性の確保で、独立性に関するルールの整備というローテーションルールの上のところは公認会計士法上はいわゆる大会社等に限定されてない規定なんです。そこはちょっと以下のローテーションルールに関する事項とは若干違うというところで考えております。

それは、関与社員の退任後の就職の話ですけれども、これについてはここに書いておられるように、連結ベースでものごとを考えられているんだということなんですけれども。これは監査の有効とか無効とかというところに非常に大きな影響を与えますので。例えばこれ連結子会社等と入っておったこの「等」の範囲がどこなんだということが非常に実務的には重要になってくると思っておりますので、範囲をある意味でいいますと、被監査会社の親会社あるいは連結子会社という形で明示して頂けるとありがたいなと認識しています。

次に、ローテーションルールなんですけれども、既にこれ5年、5年の主任のインターバルは四法人には行っております。現実にまだこの法律で決められたところの7年間の最終期限がきていない段階に今現在こういう形で出ているんですけれども、少なくとも小規模事務所等についてはやはり監査を継続するかどうかも含めた中で今も考えられておって、その辺のいわゆ

る監査人側の規模の大小なんかは一切考慮しないんだと言われれば別なんですけれども、先ほど八田先生がおっしゃったように、監査人としてのインフラをどう整えていくかというときに、その辺の若干の配慮もちょっとして頂けないとなかなか急激に四法人以外のところで一遍にやってしまうということは非常に大きな影響があるというのが1点ございます。

それと、新規公開会社につきましては、正直言いますこれは非常にリスクの高い、監査人側としてもそうなので、あまりこういう形で期間のその部分短縮するということになるとなかなか現状担い手というような現実的な問題が生じてくる可能性があるんじゃないかと思っております。

それと、先ほどこのローテーションのルールにかかわって「大会社等」の範囲の見直しということで、これは我々としましてもこの右の欄に書いてある、「大会社等」の範囲の中での2番の証取法監査の対象のうち、上場有価証券の発行者が「大会社等」に入るというこれは当然だろうと思うんですけれども、いわゆる非公開の証券取引法会社、これについては相当規模等が小さいあるいは社会的な影響が小さいこともありまして、ローテーションルールが強化されるのであれば、「大会社等」の範囲から除外して頂きたいということを出しております。

それとあと行政の責任のところなんですけれども、若干気になっておりますのは、確かに刑事の責任等のあり方の中で行政責任の多様なとらえ方というのは私はあると思うんですけれども、これについて一番最後のところにいわゆる役員等の解任命令というのがあるんですけれども、もともと監査法人の役員の就任については当然別に届出制でもございませんので、ここまで役員の解任命令というのが出てくるのかなとちょっと驚いております。

それと、四角のところなんですけれども、問題があった監査法人に対して公認会計士協会等が課徴金を課すことも考えてはどうかということなんですけれども。我々としても一定の範囲の中ではこういう措置も必要になることがあるのかなという認識をしておりますけれども、ただそれは我々できたら自主規制の機関として責任を持ってやりたいと思っておりますので、行政の指示に基づいてやるということになると少し抵抗感があるということで。

以上でございます。

○関部会長 ありがとうございます。

ほかに。伊藤さん、どうぞ。

○伊藤委員 八木さんから話があった、親会社がいわゆる監査ファームに対して報酬の決定をやっても、それが子会社になかなか及ばないという話がありましたが。弊社の場合を見ると親会社は連結ベースでいろいろものごとを考えていますので、親会社が決断をすれば上場子会社

13社ありますけれども、大体それに従って皆さん同じ歩調でやるというふうになっております。これは会社によって違うかもしれませんが、あまり私はこれに固執する必要はないのではないかというふうに思います。ちょっと補足をさせていただきました。

それから後半のところですけども、私は毎回申し上げているのですが、基本的には全部一貫通貫で考えていかなきゃいけないと思うんですね、監査フーオムのあり方というものを、最初から反省していきますと、まず組織監査が絶対的に必要ではないかということに変える。そうすると、そこではやはり責任が無限責任から有限責任でもいいではないか。その場合、最低資本制を設けたらいいのじゃないですかと。それから、裁量の範囲についても、基本的に許される範囲はできるだけ拡大してあげるということを考えてほしいと。このためには海外の監査ファームがどういうことをやっているか。日本の監査ファームとどこが違うのか、国内税の問題は別としまして、ほかに何かないのかということをもっと検討誘導して、彼らが存立するよるに範囲をできるだけ広げてやるということを考えて頂きたいと。

そうなりますと当然のことながら罰則に関してもモニタリングを強化して罰はやはり受ける、これは両罰規定でちゃんと個人も組織も受けると、こういうようなすべてが一貫した形でやって頂きたいというお願いであります。

以上です。

○関部会長 ほかにいかがですか。

○伊藤委員 私は現在、会計大学院で、客員教授をしておりますがその体験を踏まえて発言します。

前回は同じことを申し上げたんですが、やはりこの公認会計士に対する期待というのはいろいろな形がありまして、学生たちの考え方が当初と随分変わってきたと思います。

先般京都大学でたまたま講演をした際に、そこの経営管理大学院の学生たちと話をしたんですが、あそこにはアカウンティングスクールをつくっていないので、このアカウンティングスクールに対する率直な疑問点、特にあまり魅力がないという意見が相当出てきましたね。試験制度のあり方に関しても今の平均点が極めて低いところで合格率を争わなきゃいけない。逆に言えばそういう非常に難しい、極めて特異な試験制度でも成り立っているのが異常であるとかいろいろなご意見がありました。つまり、もう少しこのアカウンティングスクールを魅力あるものにしなきゃならないと痛感しました。何を言いたいかというと、この監査ファームのあり方についても、彼らが我々の審議会の結論というのを真剣に見ていると思えました。ですから、そのあたりも踏まえて、前向きに監査ファームをより魅力のあるものにするようよくご

検討賜りたいと思います。

以上でございます。

そういう点では八田先生の考え方に私は賛成でありまして、ぜひよろしく皆様のご裁量をお願いいたしたいと。

○関部会長 ほかに。的井委員、いかがです。ご発言あると思いますが。

○的井委員 私は実務の立場から、ちょっと幼稚な発言があるかも知れませんが、ここでいろいろ言われているのが、例えばローテーションの話で、今会計士協会の中ではこういう自主的なルールを定められていると。その上に今度は事務所のローテーションというような、これアンドかオアかというのはちょっと私も理解できないんですけれどもね。では、実際シミュレーションやったときにどういう問題が起こるんだろうとかかそういったところをぜひ考えて頂かないと、何かどんどん縛りばかり入れているようなイメージを受けています。これは私の理解が足りないからかも知れませんが、ぜひその辺、やることはやらなきゃいけないと思うんですけれども、もう少し実務側から見たときにどういう場合にどうするんだろうというようなところがやはり明確に見えた方がいいんじゃないかなというのが私の感じでございます。

○関部会長 安藤先生、ご意見あると思いますが。

○安藤委員 すみません、時間を間違えて、当初の設定時間で来てしまいまして。でも、一応事前に配付して頂いてこれ読んでまいりましたので。既に帰られた委員もおられるということで重複するかもしれませんが。

私が考えたのは、具体的などというよりも今般の大監査法人の不祥事の後に J I C P A さんがおとりになった自主的努力をやはりある程度評価して生かす方向で制度化をぜひ図って頂きたいという気がいたします。

これは大学人としても同じなんですけれども、大学の自主的努力を頭ごなしに上の管轄省庁があまり厳しいことやっちゃうとやる気なくしちゃってどうせやってもっと厳しいルールが待ってるんだからということで、現場のやる気をそぐということになりかねませんので。その辺の配慮はされていると思うんですけれども、例えば屋上、屋を架すようなことは、まだ結果が出てませんしね、もう少し様子を見てから次のことを考えるというゆとりがあってもいいのではないかとというのが1点と。

それから、あとはやはり八田委員、伊藤委員が言われたことと同じなんですけれども、公認会計士になりたいと思っている人たちがいるわけですから、一橋大学でも結構おります。その人た

ちにあんまりグレーなイメージ、新聞報道って大体いいこと出ませんから、悪いことやるとすぐ出ていいことやっても出ないんですけれども。新聞報道のマスコミのあり方も問題かもしれませんが。その辺も考えないと。

ということで、はっきり言えば、16ページに消極的なので実現はないと安心していますけれども。公認会計士資格の更新制や考査の義務付けという、これは小中学校の教員の免許更新制の問題が出てますけれども、これだけは絶対やるべきではないと私は思います。ジェットパイロットとか人命を直接預かっている人というのはわかりますけれども、こういう社会的制度の一定の資格というのはそれなりのプライドをもってやらせた方がいいのではないかと。それを変なところでチェックかけるというのは人材育成には決してつながらないということだけ申しておきたいと思います。

以上です。

○増田（宏）委員 今、安藤先生がおっしゃって頂いて非常にありがたかったですけれども、実はご承知のように、公認会計士法というのは平成15年にやはりいろいろな不祥事がありまして大改正をしているわけですね。先ほど渡辺委員がおっしゃられましたように、今の仕組みというのは当時の金融庁の方でこういうのでいいんだということで決めて、先ほどのローテーションなんかは、まだ期限がきてないんですね。まだ実効性を全然見ないうちにもう変えてしまおうということです。先ほどの協会の自主努力も当然見て頂きたいのですが、それに加えてやはり実際の法律の適用があってから、まだローテーション自体の期限がきてないにもかかわらず、ここで大幅に変えようとしているわけですね。確かに最近の大きな事件がありましたけれども、こういったものについてはもう当時からも一応潜在的には多分にあったんだと思うんですよ。それもあって大きな改正をしたということであって、これはぜひ実効性を見てから改正して頂きたいと思います。

それから、もう1点は、先ほどお話になった研修の話なんですけれども、登録更新に絡めた話です。これも実現性がないと思いますけれども、会計士協会の方ではこの品質管理ということも考えまして、研修については非常に厳格な規定を設けています。つまり、年間40時間の強制的な研修、それに加えて品質管理は4時間、職業倫理についても4時間の受講で、これを強制的に義務付けてまして、それについての制裁的措置も設けています。現実にそういう例が出てきているという段階なので。そういったところも見て頂きたいなと思いますね。

○関部会長 ほかに、いろいろなご意見あると思いますが、いかがでしょうか。八田先生、先ほどは途中でやめられて。

○八田委員 資料の13ページの辺に書いてありますけれども、例の民事制裁金とか課徴金の問題ですけれども。我が国の法制度上の中で直ちに入るかどうか分からないという議論がありますが。これは私も今回の部会が始まったときに冒頭で申し上げたと思います。やはり行政が行う処分というのは2つの目的が必要であって、まず一つは、将来に向けて少しお灸を据えるということではないかと思っています。つまり、現在の状況に大変革をもたらして混乱を招くというのは本来の筋じゃないと思うんですね。第2に、できるだけ機動力をもって傷が浅いうちに問題事案に対して対応するという。しかしその場合も抑止力をもった措置でなければならないという観点から、やはり経済社会では私は課徴金とかこういったものが非常にいいのではないかと思っています。場合によってはそれを徴収したときの使われ方、あるいは使途に関しても13ページの黒ポチに書いてありますけれども、教育・訓練に向けた例えば課徴金というようなものもあっていいんじゃないかなど。法制度上できるかどうかわかりませんが。

最近新聞見ますと、例えば談合の問題とか、この二、三日の間には証券取引等監視委員会がやはり課徴金でかなり巨額なものを要請していて、あれについては皆いいんじゃないかというような感じで受け取っており、私自身も個人的にはそう思っていますので。できればそういったものはあってもいいのかなど。ただ、今独禁法上の導入で検討中ということで、そちらとの整合性が必要だと思いますが、やはり独禁法も経済社会の同じ問題意識の中でありますから、それがそういう方向にいくならば歩調を合わせることは私はよろしいのではないかと思います。

○関部会長 斉藤先生、よろしいですか。どうぞ。

○藤沼委員 私ども公認会計士協会として一番懸念しているのは、刑事罰の導入ということについてです。いろいろなご意見があることはわかっておりますけれども、実際それが適用された場合の実質的な効果がどういうことになるのかということをよく考えて頂きたいということが我々の主張でございます。刑事罰をかけられた事務所、訴追された事務所がその年の株主総会で会計監査人として再任されるのか、これはそのときになってみなくてはわからないということはあるかもわかりませんが、実質的にかなりの影響があると思います。アメリカのアーサー・アンダーセンの事例等がありますので、これは慎重にご検討して頂きたいと思いません。

もう1つ、これは監査報酬の開示なんですけれども、監査報酬の開示事例に基づいて、日本公認会計士協会として報酬比較をしてみようと思ってトライはしたんですけれども、今の開示のやり方では比較ができないということなんです。日本企業同士の報酬比較もしたい、できれば国際企業との比較もしたい、それができない状態にある。やはりこれはきちっとした開示

情報が必要なのではないかと思います。

あともう1つ、監査人への不当な影響力の行使の禁止の規定、これはアメリカのサーベンス・オクスレー法の303条という規定にあるわけですが、八木委員の懸念されているような点もあるとは思いますが、私が懸念しているのは、反社会勢力との関係でかなり会社の内部に、あるいは外部関係者として、いろいろな形で反社会勢力が資本市場の中に入ってきているという現実があるわけです。その中で不当な影響力を行使して監査人を威嚇をしたり脅迫をするというようなことに対して何か法的な手当が必要ではないかと思います。

○八田委員 1つどうしても言いたかったですけれども。資料のところでのマークが四角になってませんでしたので差し控えたんですが。16ページの先ほどの外国事務所に対する検査・監督です。やはり米国の例の監視監督機関であるPCAOBの登録制というのが導入されているわけであって、こうした米国の制度にもとる制度が日本にあるわけではないですから、当然日本もほぼ同じ対等の立場をとって頂きたいということです。逆に外国事務所の登録を求めて。そして、公認会計士協会の方での自主規制の中でもそれが可能になるような仕組みをつくるのが私は必要ではないかと思います。

○関部会長 いかがですか。まだ少し時間ありますけれども。

政務官、せっかく見えてますから。よろしいですか。どうぞ。

○澤田委員 すみません、今まで議論に出ていないんですけれども、ちょっと1点だけぜひご検討願いたいというのが、現在監査報告書の中に利害関係の記載というのがございます。それは監査をできない利害関係をもっておつたら初めから監査はできませんからそうなんですけれども。いわゆる同時提供が認められている業務を行っている、その場合に一定のレベルを超えたらそれは利害関係として書けということになっているんですけれども。もともと同時提供やっても利害関係が発生しませんよとっておきながら監査報告して、いや、実はこんな利害関係を書くんですというような、これはなかなか、こんな例は海外にはありませんので、この規定だけは、28条だったですかね、ちょっと今記憶にないんですけれども、それはぜひともご検討願いたいと思います。

それと、監査法人に対して一定のディスクロージャーの義務を課そうじゃないかという流れにあって、そのときにぜひご検討願いたいのは、それについてはすべての規制の中でいわゆる上場会社を監査やってる会社と、それ以外の事務所とは明確に分けた中でぜひご検討願いたい。でないとしてすべて本当に上場会社もやってない監査事務所があれば、それについても網がかかる法の体系になってますので、そこの区切りだけはぜひ区別した中でご検討願いたいと、こ

れはお願いでございます。

○八木委員 これも以前申し上げたことをなぞるようで恐縮でございますが、刑事責任のあり方については刑事罰が確定するまで非常に時間もかかるので、私は行政罰を中心に、重みのある課徴金とか制裁金とかそういうものが実効的であり実質的であろうとこういうふうに思っております。行政責任につきましては、これも以前申し上げましたように、業務停止という多くの善良なる被監査企業に影響をあるやり方はやはりとらずに、ペナルティーのお金の方で済ますというような方向へぜひいって頂きたいと思っております。

それから、監査法人の組織形態のあり方については、有限責任化を前提にした場合どういう形をとるかですが、やはり今回の会社法で決められた合同会社ですか、これが非常に内容的にそれにぴったりくるのでその方向で検討されるのがいいのではないかと思います。

最後ですが、外国から監査法人がチェックされることですが、結局始まってしまった訳です。これを今度やり返すと、表現は悪いですが、やり返すことによって私は近い将来、「こういう馬鹿なことはやめよう、お互い信頼できることが理解できた」ということが言える状態になることを期待して、一回ぐらいやってみてもいいかと考えます。ただそのことで東京市場が魅力がなくなるというのでは困るんですけども。そういったところはぜひご検討頂ければと思います。

○関部会長 よろしゅうございましょうか。

それでは、本日の審議はこのあたりまでとさせていただきます。

随分ご議論頂いて詰まるべきところは詰まり、意見が違うところもかなり鮮明になってきたと思いますので、次回は今日のご議論頂いたことを踏まえて1つの筋というか報告書のとりまとめに向けた議論にいきたいというふうに考えております。

それでは、次回の日程につき、事務局からご連絡をお願いいたします。

○池田企業開示課長 次回会合の日程につきましては、12月18日月曜日の2時からを予定しております。正式なご連絡は改めて事務局からさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○関部会長 どうもありがとうございました。

午後2時54分 閉会